

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 字の区域の変更

飼料の試験の結果の概要
 土地改良区の定款の変更の認可(二件)
 地域森林計画の決定
 地域森林計画の変更
 保安林の指定の解除
 保安林の指定の解除予定
 開発行為に関する工事の完了

◇選管告示

政治団体の設立の届出
 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
 指定団体の届出

鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画に関する
 意見の聴取

◇県議会告示

鳥取県議会議事事務局処務規程の一部改正

規 則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。
 様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第4条、第5条関係)

カードNo	自治体コード	加入番号

申込者告知書

職 氏 名 殿

都道府県・指定都市記載欄					
1	2	3	4	5	6
加45歳未満時満	特約	1同時2加入	加45歳以上時	口数追加	4同時5加入

下記の事項は事実と相違ありません。

<p>・申込者と自身で記入ください。</p> <p>() 年金が支払われないことがありますのでご注意ください。</p> <p>() 申込者の告知欄について、事実を記入されなかつたり、事実でないことを記入された場合は</p>	告知日	年 月 日	性別	生年月日	
	フリガナ	(姓) (名)	1 男	2 大正	
	申込者氏名	⑧	2 女	3 昭和	
	現在の健康状態	1	現在、病気やけがで休養したり、医師の治療・指導を受けていますか。	い	() (ある) の場合、その内容をくわしく記入して下さい。(病気等が二つ以上ある場合はそのすべてを記入して下さい。) 傷病名(症状)
		2	病気やけがのため、検査・治療・入院・手術をすすめられていますか。	い	
		3	くすり(薬物)の常用・中毒がありますか。 〔血圧降下剤・精神安定剤〕 〔睡眠剤・アルコール〕	あ	
	過去5年以内の健康状態	4	下記の病気やけがで、2週間以上休養したり、治療を受けたり、手術を受けたことがありますか。 (高血圧・狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・脈の異常・動脈硬化・脳出血・脳軟化症・くも膜下出血・まひ・精神病・ノイロ一ゼ・てんかん・ぜんそく・慢性気管支炎・結核・ろく膜炎・かいよう(胃・十二指腸・腸)・吐血・下血・慢性胃炎・慢性腸炎・すい臓炎・黄だん・肝炎・肝硬変・肝機能障害・胆石・胆のう炎・じん炎・じんう炎・ネフローゼ・じん臓結石・尿管結石・血尿・たん白尿・白内障・緑内障・網膜角膜炎の病気・メニエール病・がん・肉腫・ポリープ・白血病・糖尿病・リウマチ・膠原病・甲状腺の病気・痛風・貧血・頭部のけが)	あ	病医院名 発病年月 年 月 治癒年月 年 月 内入院期間 年 月～年 月(日間) 手術の有無……あり・なし 後遺症の有無……あり・なし その他
		5	上記(4項)以外の病気やけがで、2週間以上休養したり、治療を受けたり、手術を受けたことがありますか。	あ	(高血圧・糖尿病の方は、最近の血圧値・血糖値を「その他」欄に記入して下さい。)
		6	右に示した障害はありませんか。 ((ある) の場合は該当するところを) () でかこんで下さい。	あ	目・耳・言語・そしゃくの機能障害 手・足・手指の欠損・変形機能障害
	心身障害者	フリガナ	(姓) (名)	性別	生年月日
氏名		⑧	1 男	1 明治	
障害の種類		1 身体障害 2 精神薄弱 3 2以外の精神障害 4 その他	2 女	2 大正	
障害の程度	(身体障害) 1 (1級) 2 (2級) 3 (3級)	申込者の心身障害者との続柄 申込者が配偶者・父・母以外の場合はその理由	3 昭和	年 月 日	
	(精神薄弱) 1 (A) 2 (B)		1 配偶者 2 父母 3 兄弟姉妹 4 その他の親族		

※処理欄

様式第8号(第7条関係)

様式第八号を次のように改める。

心身障害者扶養共済制度掛金等 領収済通知書(指定出納取扱店用)				
納				
加入番号	カードNo	書類区分	年度 歳入	一般 会計
主務課	書類No	収入年月日		
款	項	目	節	
年 月分		円		
ただし、		納期限	当月20日	
上記金額を領収しました。				
年 月 日				
銀行 店 ㊤				
指定出納取扱店 御中				

心身障害者扶養共済制度掛金等 納 入 通 知 書				
殿				
加入番号		年度歳入	一般会計	
款	項	目	節	
月 額		円		
ただし、		納期限	毎月20日	
上記金額を毎月納期限までに下 記の指定金融機関等に納入して ください。				
年 月 日				
職 氏 名 団				

心身障害者扶養共済制度掛金等 領 収 済 通 知 書				
納				
コードNo	加入番号	年度 歳入	一般 会計	
主務課	書類No	収入年月日		
款	項	目	節	
年 月分		円		
ただし、		納期限	当月20日	
収入年月日				
上記金額を領収したので通知し ます。				
年 月 日				
銀行 店 ㊤				
鳥取県知事 殿				
担当課				

心身障害者扶養共済制度掛金等 領 収 済 通 知 書				
納				
加入番号	カードNo	書類区分	年度 歳入	一般 会計
主務課	書類No	収入年月日		
款	項	目	節	
年 月分		円		
ただし、		納期限	当月20日	
上記金額を領収したので通知します。				
年 月 日				
銀行 店 ㊤				
鳥取県出納長 殿				
担当課				

心身障害者扶養共済制度掛金等			
領 収 証 書			
殿			
加入番号	年度歳入	一般会計	
款	項	目	節
年 月 分			円
ただし、		納期限	当月20日
上記金額を領収しました。			
年 月 日			銀行 店 [㊤]

附 則

この規則は公布の日から施行する。ただし、様式第八号の改正規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十七年九月一日現在の地番による。）

大字松谷字向山

大字松谷字向山の全域並びに大字松谷字向山女坂ノ上五
六五の四一、五六五の五〇、五六五の六二、五六五の一
四から五六五の一一九まで及び五六五の一二一

大字松谷字向山
女坂ノ上

大字松谷字向山女坂ノ上のうち五六五の四一、五六五の
五〇、五六五の六二、五六五の一一四から五六五の一一九
まで及び五六五の一二一以外の区域

鳥取県告示第百六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十七年十二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、郡家土地改良区の定款の変更を昭和五十八年二月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、米子森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

1 米子地域森林計画書

2 米子地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに鳥取県米子地方農林振興局及び鳥取県

日野地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

1 鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

2 八頭森林計画区、倉吉森林計画区、日野森林計画区の地域森林計画において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲亀山一二九六の五

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十

六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三三の一〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

下水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十一月三十日 鳥取県指令受米土維第千五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市旗ヶ崎字四軒屋灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市富士見町六
吹野 剛

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党鳥取県防衛支部	桜田 実	桜田 昭博	鳥取市吉方二〇八	政党の支部
山脇敏正後援会	岩城 正美	米井 悟	鳥取市東品治町一一二	その他の政治団体

杉原よしまさ後援会	堀見 清	井上 有充	米子市陰田町一三九九	"
仲市実後援会	広田 幸一	藤原 繁義	鳥取市富安一丁目一二四	"
明るい鳥取市政を築く会	"	"	"	"
豊かな活力ある鳥取市を築く会	宮崎 正雄	渡辺寛大夫	鳥取市賀露町一一八八	"
高木敏幸後援会	坂口 清一	松岡 篤男	八頭郡河原町大字布袋二一九	"
伊田松光後援会	長谷川金治郎	矢吹 隼之	日野郡日南町多里一六七	"
岩本敏光後援会	武田 吉造	谷川 輝久	八頭郡若桜町大字若桜一一一七第一合併	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党鳥取県支部連合会	会計責任者の氏名	原田 一雄	牧田 実夫

部 公明党米子総支	代表者の氏名	庵野 勝文	矢 普 留 宗
〃	主たる事務所の所在地	米子市立町四丁目七七―九	米子市河崎二三五
部 公明党鳥取総支部	会計責任者の氏名	村 川 和 夫	安 木 精 一
齊木幸福後援会	主たる事務所の所在地	米子市目久美町二二六―四	米子市加茂町一丁目三一
仲市実後援会	会計責任者の氏名	米 井 悟	藤 原 繁 義
明るい鳥取市政を築く会	〃	〃	〃
夏会 島田安夫東部冬夏会	代表者の氏名	小 玉 正 猛	山 川 雅 也
〃	会計責任者の氏名	岡 野 秀 樹	小 玉 正 猛
明るい鳥取市政を築く会	主たる事務所の所在地	鳥取市戎町五一―二	鳥取市富安一丁目一―四
船越礼次郎後援会	代表者の氏名	坂 口 輝 行	宮 石 寿 雄
国際勝共連合鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市扇町一一〇	鳥取市吉方温泉三丁目七五―二
野津ひであき後援会	代表者の氏名	山 本 良 一	山 田 義 美

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体		
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
松原 一男	県議会議員	松原一男後援会	日野郡溝口町溝口	田中 操
山脇 敏正	〃	山脇敏正後援会	鳥取市東品治町一―二	岩城 正美

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十五条第三項の規定に基づき、昭和五十八年四月十日執行予定の鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画に関して意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十八年三月二日（水）午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県庁第二庁舎第二七会議室

県 議 会 告 示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和三十八年四月鳥取県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年二月二十五日

鳥取県議会議長 広 田 藤 衛

第十一条第五号を次のように改める。

五 鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）

第十一条第七号を次のように改める。

七 鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号）

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

公印の種類	ひな形	寸法	摘要
議 会 印 第 一 号	鳥 取 県 議 会 印	三六ミリメートル平方	
第 二 号	鳥 取 県 議 会 印	二〇ミリメートル平方	小型証明書類証明用

議 長 印	鳥取県議会議長印	二七ミリメートル平方	
副 議 長 印	鳥取県副議長印	二四ミリメートル平方	
事 務 局 長 印	鳥取県事務局長印	二二ミリメートル平方	
委 員 長 印	委 員 長 印	二二ミリメートル平方	
副 委 員 長 印	副 委 員 長 印	一九ミリメートル平方	

附 則

この規程は、昭和五十八年二月二十五日から施行する。